

〈特集1〉

弁護士の実務におけるITの活用に関する現状と課題

国内における IT 活用の状況

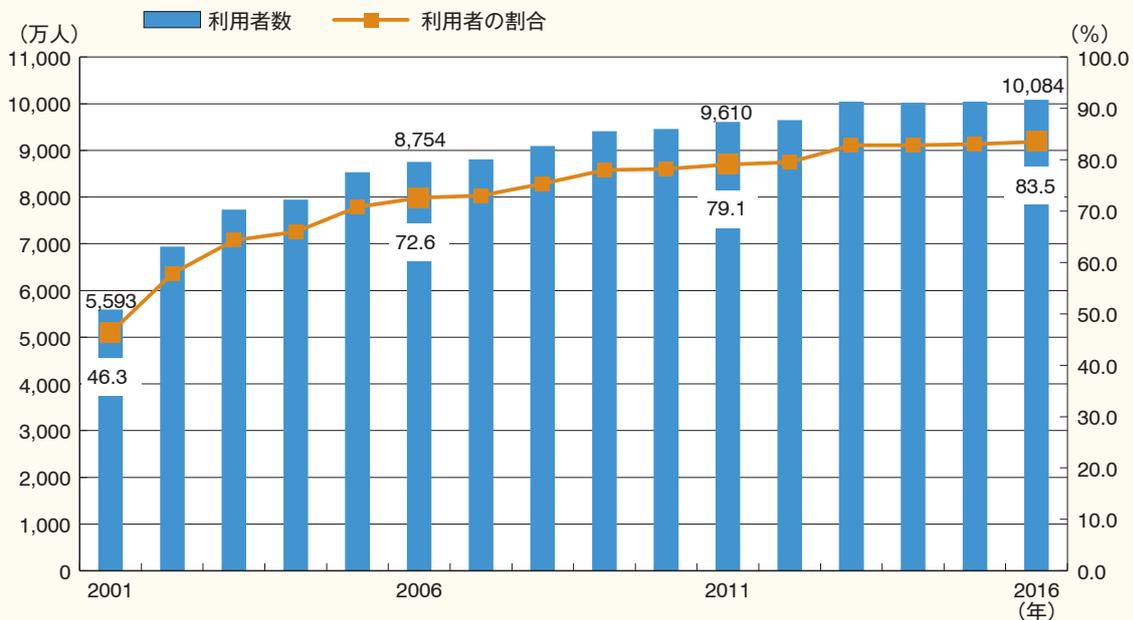
1 現状

近年の ICT (Information and Communication Technology) の発展に伴い、我が国におけるその活用状況は拡充している。ICT の発展により弁護士の業務にはいかなる変化があるのか、本章ではまず、IT 活用の現状について分析する。

(1) 個人におけるインターネット等の利用状況等

平成 28 年 9 月末において、過去 1 年間にインターネットを利用したことのある人 (インターネット利用者数 (推計)) は 1 億 84 万人となり、インターネット利用者の割合は 83.5% となっている。

資料 特1-1-1 インターネットの利用者数及び利用者の割合の推移

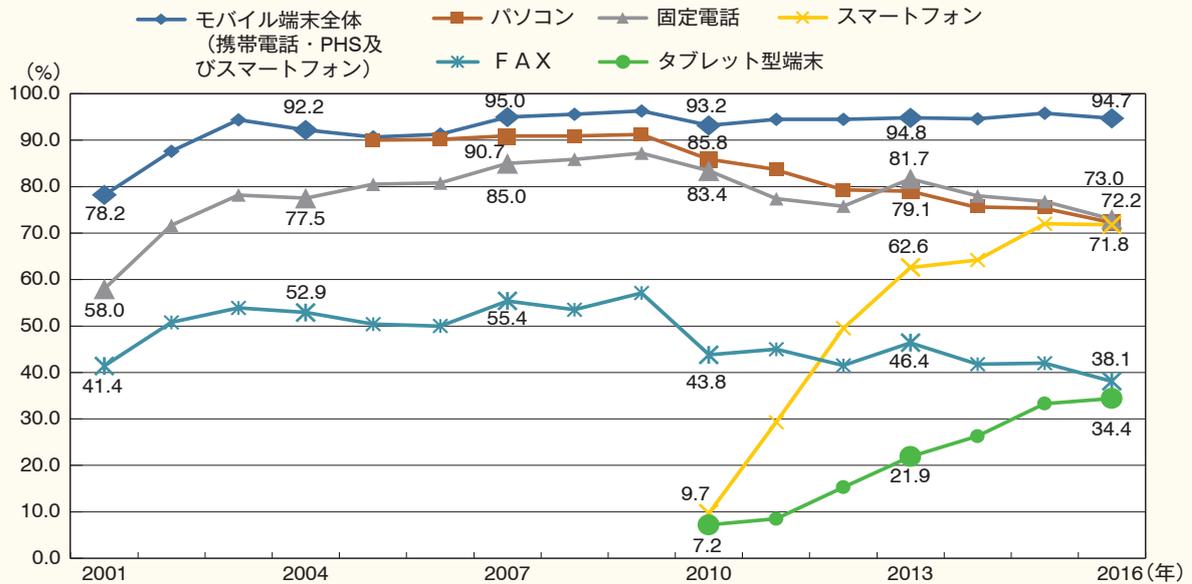


- 【注】
1. 総務省「平成 28 年通信利用動向調査の結果 (世帯編)」によるもの。
 2. 調査対象年齢は 6 歳以上。
 3. インターネット利用者数 (推計) は、本調査で得られた過去 1 年間ににおけるインターネット利用者の割合に 6 歳以上の推計人口 (国勢調査結果及び生命表等を用いて推計) を乗じて算出。インターネット接続機器については、パソコン、携帯電話・PHS、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機等あらゆるものを含み (当該機器を保有しているか否かは問わない。)、利用目的等についても、個人的な利用、仕事上の利用、学校での利用等あらゆるものを含む。
 4. 無回答については除いて算出している。

(2) 情報通信機器の保有状況の推移 (世帯別)

情報通信機器の保有状況を見ると、「携帯電話 (PHS・スマートフォン含む)」を保有している世帯の割合が94.7%と最も高く、次いで「パソコン」(73.0%)、「固定電話」(72.2%)、「スマートフォン」(71.8%) などとなっている。

資料 特1-1-2 情報通信機器の保有状況の推移 (世帯別)

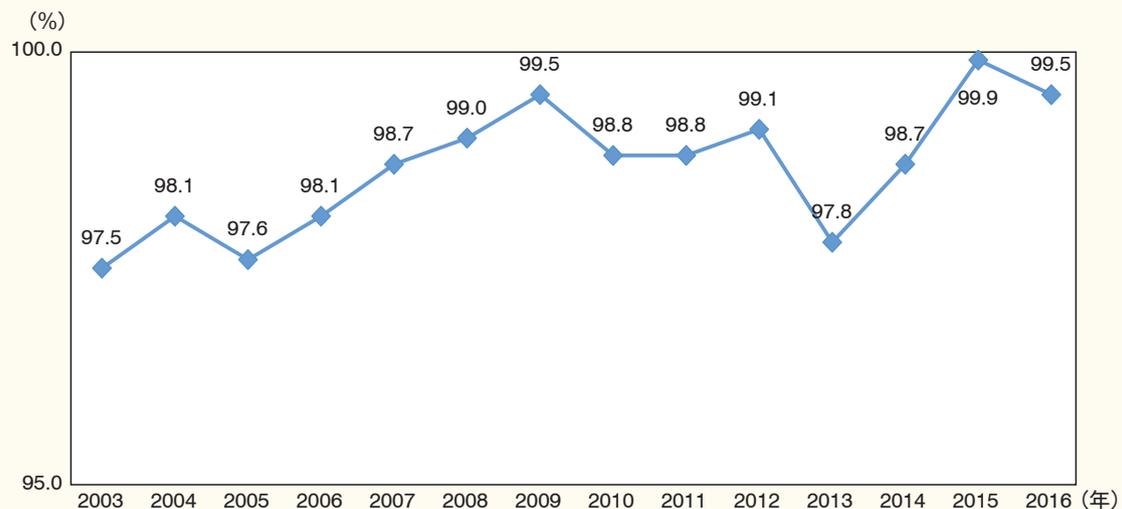


【注】 1. 総務省「平成28年通信利用動向調査の結果(世帯編)」によるもの。
 2. 「携帯電話」には、2009年以降は携帯情報端末(PDA)、2010年以降はスマートフォンも含む。

(3) 企業におけるインターネット等の利用状況等

企業におけるインターネットの利用状況は97%以上となっており、ほとんどの企業においてインターネットが活用されている。

資料 特1-1-3 インターネットの利用状況 (企業)

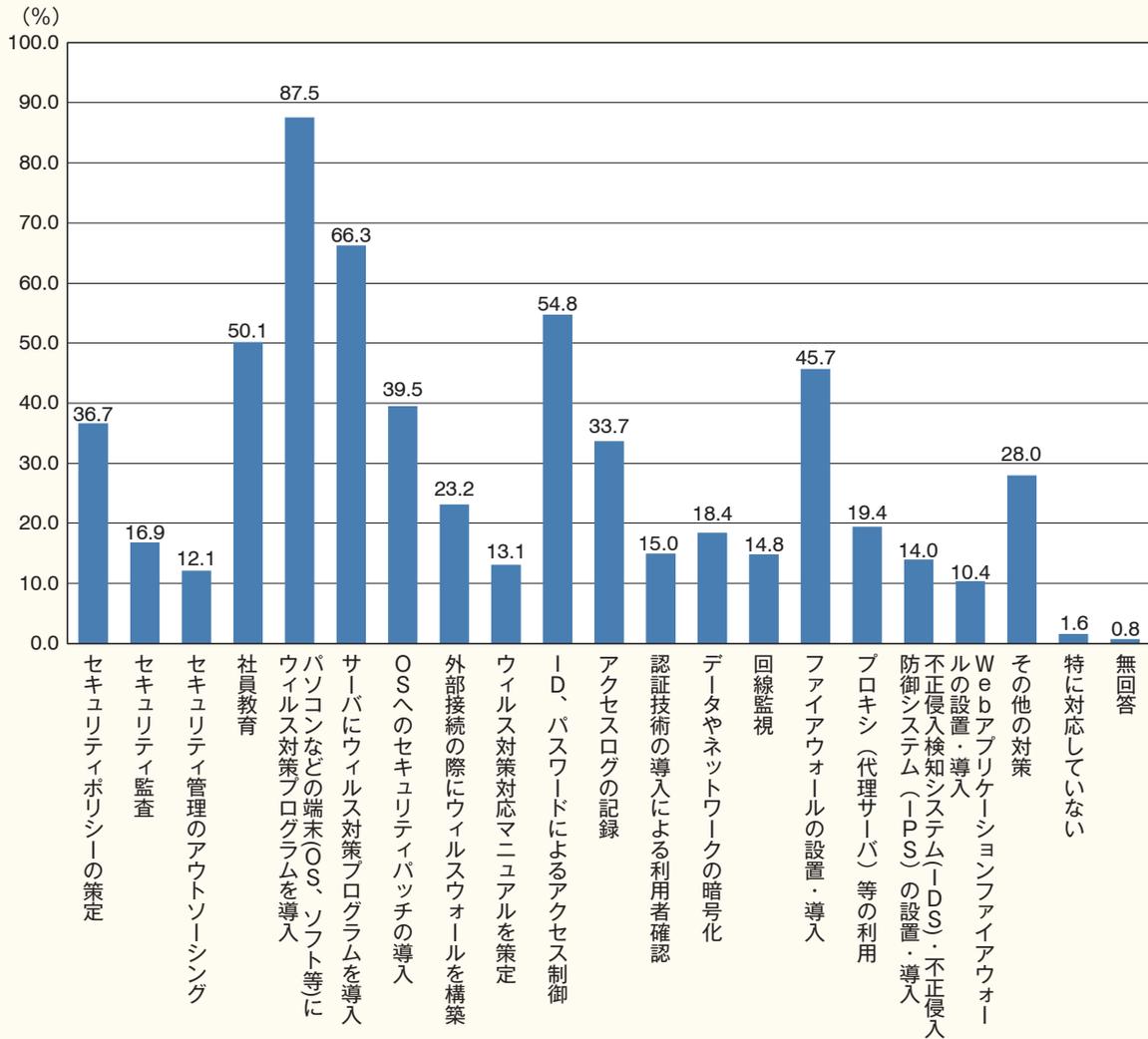


【注】 総務省「平成28年通信利用動向調査の結果(企業編)」によるもの。

(4) 企業の情報セキュリティ対策状況

企業におけるデータセキュリティやウイルス対策への対応状況は、「パソコンなどの端末（OS、ソフト等）にウイルス対策プログラムを導入」が87.5%と最も高く、「サーバにウイルス対策プログラムを導入」（66.3%）、「ID、パスワードによるアクセス制御」（54.8%）、「社員教育」（50.1%）、「ファイアウォールの設置・導入」（45.7%）などとなっている。

資料 特1-1-4 企業におけるデータセキュリティやウイルスへの対応状況（複数回答可）



【注】総務省「平成 28 年通信利用動向調査の結果（企業編）」によるもの。

(5) 行政における手続等のオンライン化の状況等

行政におけるオンライン利用の促進については、「e-Japan 戦略（平成 13 年 1 月 IT 戦略本部決定）」において、「2003 年までに、国が提供する実質的にすべての行政手続きをインターネット経由で可能とする」とされ、その後「オンライン利用拡大行動計画（平成 20 年 9 月 IT 戦略本部決定）」、「新たな情報通信技術戦略（平成 22 年 5 月 IT 戦略本部決定）」、「新たなオンライン利用に関する計画（平成 23 年 8 月 IT 戦略本部決定）」等を経て、「世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 25 年 6 月閣議決定）」がなされている。

資料 特1-1-5 国の行政機関が扱う手続のオンライン化の状況

（単位：種類）

年 度	オンラインでの利用が可能な手続	
	申請・届出等手続	申請・届出等以外の手続
27	2,645	4,736
26	2,669	5,011
25	3,768	5,082

- 【注】 1. 総務省「平成 27 年度における行政手続オンライン化等の状況」によるもの。
 2. 「申請・届出等手続」とは、国の事務・事業に関して法令の規定に基づき、国民等が行政機関に対して行う申請、届出、報告、相談等のことをいう。
 3. 「申請・届出等以外の手続」とは、不服申立に係る手続、準司法手続、処分（申請等に対する処分を除く。）、行政指導、縦覧、行政機関間の手続等をいう。

資料 特1-1-6 国の行政機関が扱う手続の申請・届出手続のオンライン利用状況

年 度	全申請・届出等件数	オンライン利用件数	オンライン利用率 (%)
27	552,359,761	261,316,784	47.3
26	497,503,579	226,076,628	45.4
25	475,409,156	209,558,511	44.1

資料 特1-1-7 地方公共団体が扱う手続についてのオンライン利用状況〔自治行政局取りまとめ〕

年 度	年間総手続件数（推計）	オンライン利用件数	オンライン利用率 (%)
27	384,473,000	188,831,889	49.1
26	368,733,000	173,807,766	47.1
25	367,327,000	165,922,189	45.2

- 【注】 1. 対象手続は、「電子自治体オンライン利用促進指針」において、オンライン利用促進対象手続に選定した手続。
 2. 年間総手続件数は、対象手続を既にオンライン化している団体における総手続件数と人口を元に算出した、全国における推計値。

第 2 章

弁護士業務における IT 活用の実勢

1 弁護士の業務における IT の活用に関するアンケート結果から

日弁連は、弁護士業務における IT 機器の利用及び導入状況等について調査・分析すべく、アンケート調査を実施した。以下はその回答結果によるものである。

【調査概要】

実施期間：2017 年 8 月 10 日～2017 年 9 月 8 日

対 象：正会員

実施方法：Web アンケート

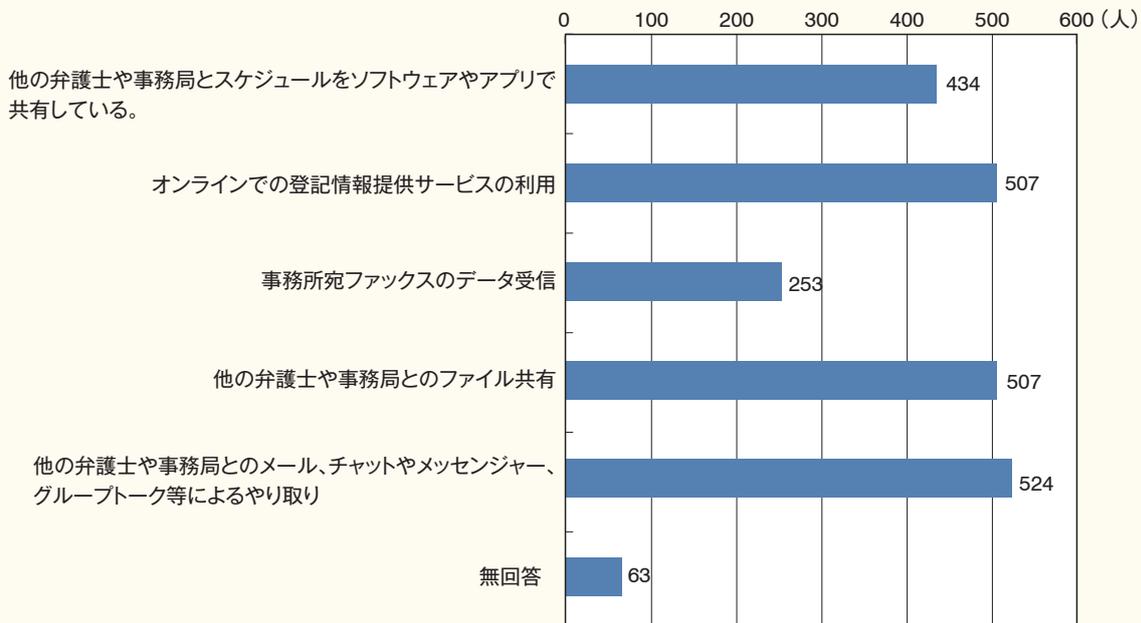
送 付 数：38,910（2017 年 7 月末時点の正会員）

回 答 数：785（回答率 2.02%）

(1) 弁護士業務で導入している IT のツール等

2003 年に行われた弁護士業務改革シンポジウム（鹿児島）で報告された法律事務所の IT 化状況にかかるアンケート結果（以下「前回アンケート」という）では、パソコンを使っての作業として「書面作成」「判例検索」「顧客管理・預り金管理」「電子メール」「経理処理・税務申告」「インターネット通販」が挙げられていたが、今回のアンケート結果からは、弁護士業務の IT 化がかなり進んでいることが分かる。

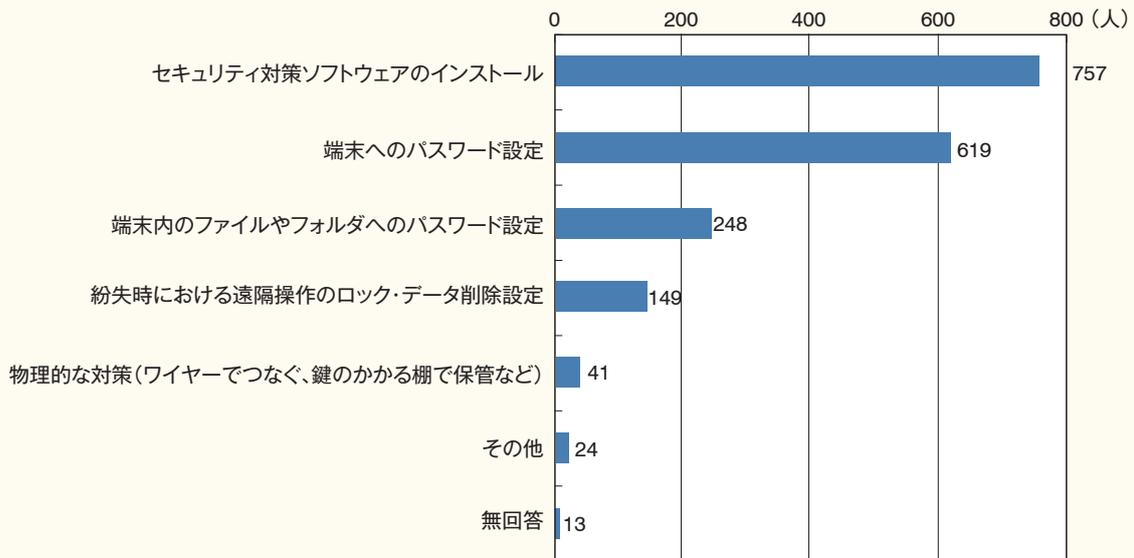
資料 特1-2-1 弁護士業務に導入している IT のツール等（複数回答可）



(2) 弁護士業務で導入している IT ツールのセキュリティ対策

96% 以上の回答者がセキュリティ対策ソフトウェアをインストールしており、また、78% 以上の回答者が端末へのパスワード設定を行っていることは、IT を利用する弁護士のセキュリティ対策への意識の高さを示すものと思われる。

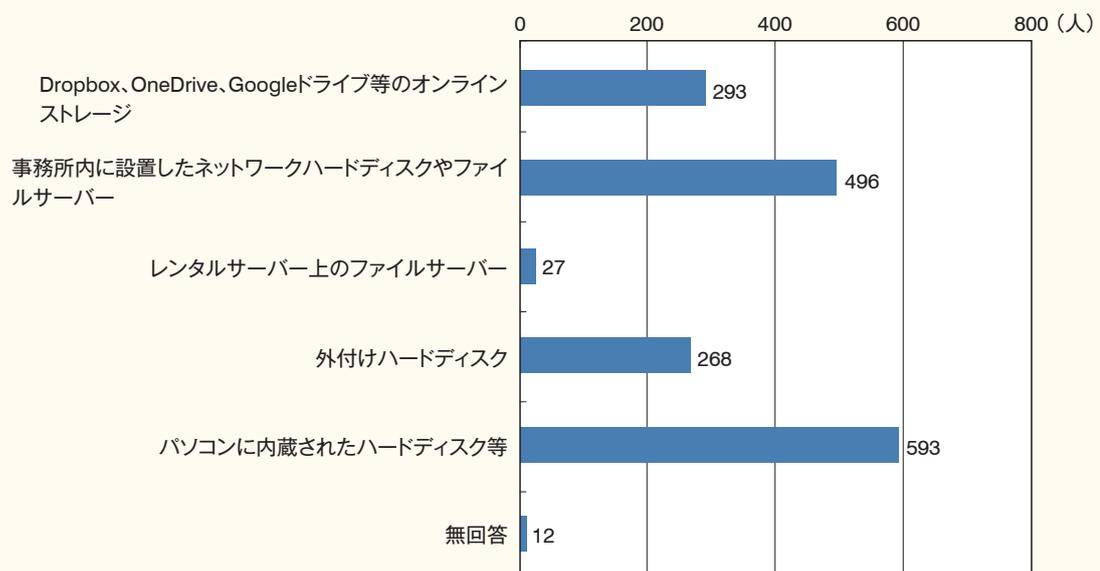
資料 特1-2-2 弁護士業務で導入している IT ツールのセキュリティ対策（複数回答可）



(3) 弁護士業務で扱っているデータの保管場所

弁護士の IT 利用が進むなか、オンラインストレージの利用者数が伸びないのは、一つには、弁護士がオンラインストレージの安全性に未だ不信感を持っていることの表れではないだろうか。

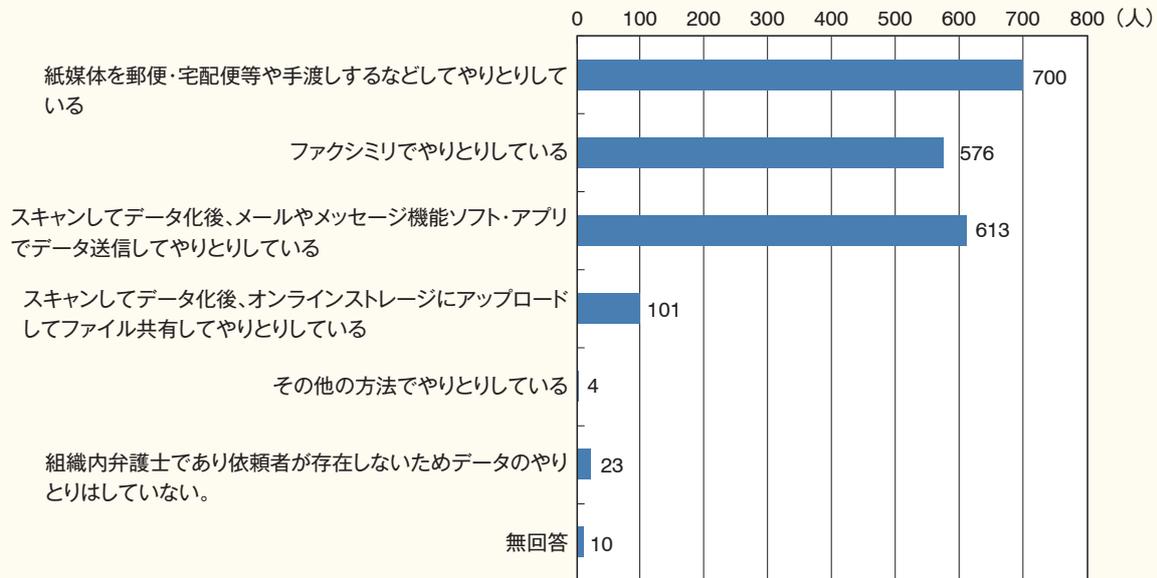
資料 特1-2-3 弁護士業務で扱っているデータの保管場所（複数回答可）



(4) 依頼者との間の紙媒体の資料等のやりとりの方法

前回アンケートでは、69% がファクシミリ廃止を歓迎する態度を示していたが、依頼者との関係では73% の回答者がいまだにファクシミリを利用して紙媒体の資料等をやりとりしている。

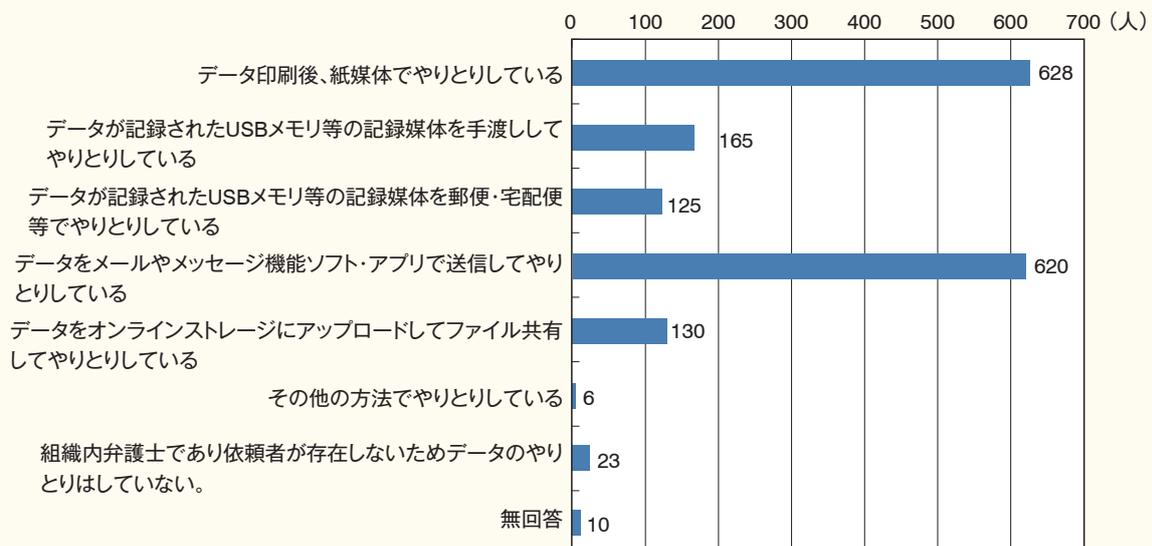
資料 特1-2-4 依頼者との間の紙媒体の資料等のやりとりの方法（複数回答可）



(5) 依頼者との間の電子データのやりとりの方法

電子データについても、印刷した紙媒体でのやりとりが未だ多数を占めている。

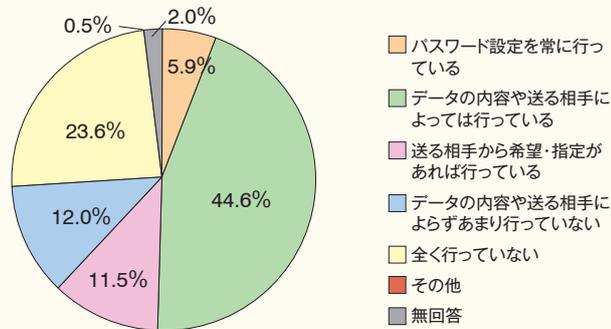
資料 特1-2-5 依頼者との間の自身が作成した準備書面や画像データのやりとりの方法（複数回答可）



(6) 電子データに対するパスワード設定

パスワード設定を「相手によって」「相手の指定がある場合」に行っている比率が高く、(2) 資料特1-2-2の結果と相まって、弁護士のセキュリティに対する意識が高まってきたことが表れている。

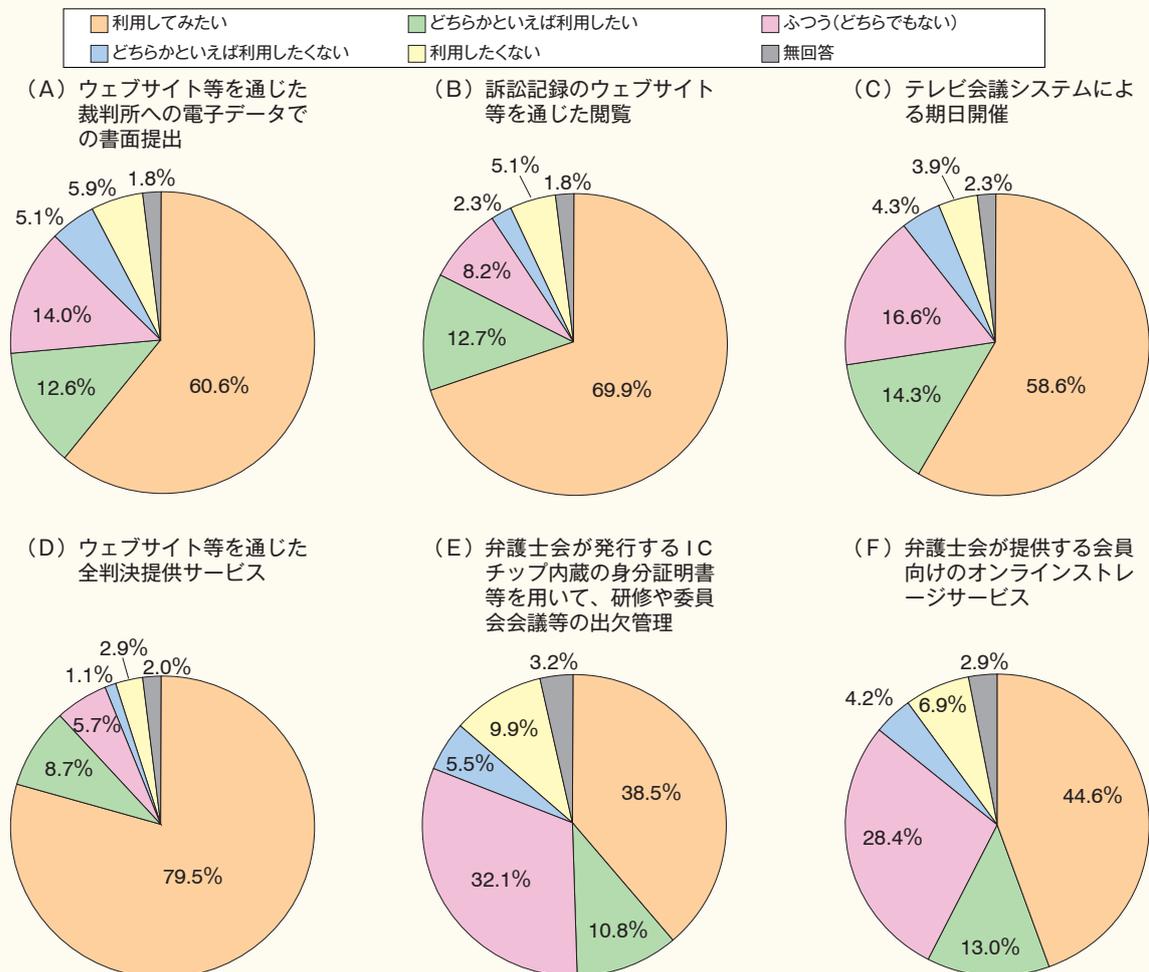
資料 特1-2-6 事務所外の者との電子データのやりとりについてのパスワード設定



(7) 弁護士が利用してみたいサービス

裁判所の手続に係わる (A) ~ (D) の結果からは、弁護士の e 裁判所への期待の高さが見て取れる。

資料 特1-2-7 弁護士が利用してみたいサービス



2 弁護士業務における情報セキュリティ対策について—情報セキュリティに関するアンケート調査から—

【調査概要】

実施期間：2013年5月27日～2013年7月12日

対象：正会員

実施方法：Webアンケート及びFAX

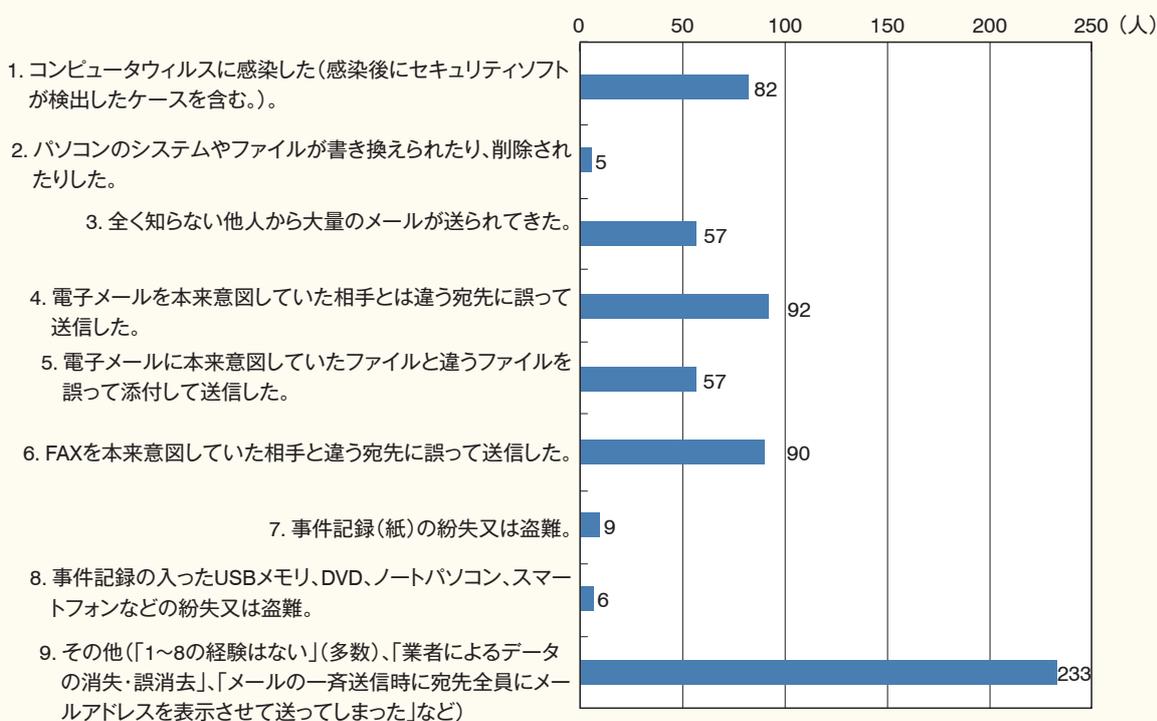
送付数：33,663（2013年5月1日時点の正会員）

回答数：475（回答率1.41%）

（1）弁護士業務で使用する機器等でのセキュリティに関するトラブルの経験

4～6の回答数の比率からは、セキュリティに関するトラブルにはヒューマンエラーが大きな要因を占めていることがわかる。

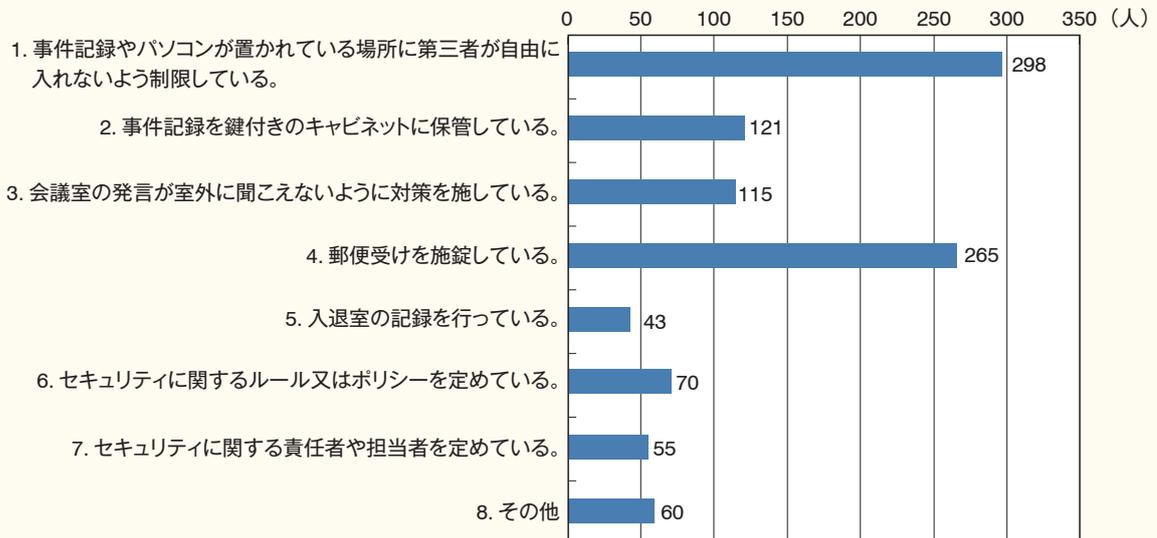
資料 特1-2-8 弁護士業務で使用する機器等でのセキュリティに関するトラブルの経験（複数回答可）



(2) 弁護士事務所におけるセキュリティ対策

1・4の回答数が多いことは、セキュリティ対策として、IT化に伴うウイルスによる侵害よりも人的侵害への警戒が必要であることがわかる。

資料 特1-2-9 弁護士事務所におけるセキュリティ対策（複数回答可）



コラム① 諸外国のe裁判等の状況について

弁護士業務改革委員会副委員長 平岡 敦（第二東京弁護士会）

ITを利用した訴訟制度いわゆるe裁判には、以下の3つの要素があるとされている。

① e-Filing：訴訟記録を紙ではなくデジタルで作成・提出し、原本とする仕組み。紙資源や運搬コストの節減に繋がるほか、情報をデジタルで取り扱うことにより参照・検索が容易になり、業務の効率化や高度化を図ることを目的とする。

② e-Court：ネットを利用して遠隔地をつないで期日を開催する仕組み。法廷への移動費用の節減に繋がるほか、期日指定を柔軟に行えるようになることで、訴訟の迅速化に資するとも言われている。

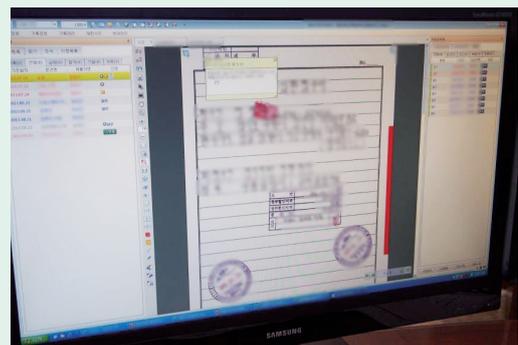
③ e-Case Management：訴訟記録を含む訴訟に関する情報をデータベースで管理し参照する仕組み。弁護士のみならず当事者も一元的な訴訟情報にアクセスできるので、透明性が向上するほか、裁判所が作成する判例等の情報も閲覧可能とすることで、司法アクセスの拡充に繋がる。

日本も、平成8年民事訴訟法改正により導入された電話による弁論準備手続き等は、当時としては先進的なものであり、e-Courtの側面では一定の先進性を有していた。しかし、e-Filingの側面では、諸外国に大きな後れを取っており、e-Courtの側面でも急速にキャッチアップされている。e-Case Managementは、既に裁判所の内部で運用されているが、国民が利用できるものではない。

e-Filingについては、アメリカ連邦裁判所が1990年代後半にCM/ECFという名称のシステムを導入し、2007年には全ての連邦地方裁判所において使用されている。日本と同じアジアに属するシンガポールでも2000年からe-Filingが導入されている。また、同じ大陸法系の法制度を有するお隣の韓国でも、2011年から全ての民事通常訴訟においてe-Filingが導入されている。

e-Courtについては、国土が広いアメリカ等で積極的に利用されており、証言を要するような審理においても、電話による出廷が認められている州もある（カリフォルニア州など）。証拠開示手続等においても、テレビ会議システムが導入されているようである。

e-Case Managementについても、韓国のe裁判システムでは、ログインすると、当該利用者が行っている（代理人となっている）訴訟の一覧が閲覧でき、いわゆるポータルサイトとして提供されており、利便性が高い。



韓国のe裁判画面

第 3 章

日弁連の取組

① 日弁連・弁護士業務改革委員会における取組

弁護士業務改革委員会においては、弁護士業務を支援する IT 技術についての研究及び会員への周知活動、電子裁判に向けた状況と問題点の検討、契約や帳票の電子化に関する法律上の諸問題の検討を活動目的とした「IT 問題検討 PT」を設置している。

また、2003 年以来、毎回の弁護士業務改革シンポジウムに分科会を設け、その成果を発表している（以下の表は、IT に関する分科会のテーマをまとめたものである。）。

このほか、「法律家のための IT マニュアル」（日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会・河野昭洋・柴詠美子 編著 / 第一法規）や「法律家のためのスマートフォン活用術」（日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会 編著 / 第一法規）を作成し、外部出版するなどの取組を行っている。

資料 特1-3 過去の弁護士業務改革シンポジウムにおける IT に関する分科会等のテーマ

開催日	開催地	IT に関する分科会のテーマ
2003 年 11 月 14 日	鹿児島	「21 世紀を生きる弁護士のための IT」—より良い法律サービスを提供するために—
2005 年 10 月 17 日	金沢	「ここまで来た 司法 IT 化の波」—e 裁判所構想とロースクールの IT 教育 その現状と展望—
2007 年 10 月 5 日	札幌	IT ブース「乗り遅れないために」—弁護士業務の効率化・コストダウンに役立つ IT 関連技術の紹介—
2009 年 11 月 20 日	愛媛	「ここまでできるインターネット」—事務所にながら手に入る判例、書式、登記、文献…—
2011 年 11 月 11 日	横浜	「さらなる IT の活用」～弁護士業務ソフトでできること+判例公開の最先端を聞く～
2013 年 11 月 8 日	神戸	「Facebook など SNS と弁護士の関わりと、情報漏えい対策」
2015 年 10 月 16 日	岡山	「来るか！ e 裁判所という革命、そのとき弁護士は・・・」
2017 年 9 月 9 日	東京	「近未来の法律事務所～e 裁判による後見・破産、電子契約等～」

② 日弁連HPにおいて提供している Web サービス

(1) ひまわり相談ネット

法律相談センターインターネット予約サイト。相談者が希望する地域、相談内容、希望日時を選び、氏名などの情報を入力して、予約を申し込むことができる。

(2) ひまわり求人求職ナビ

法律事務所、企業・団体、官公庁・自治体等からの弁護士及び司法修習生に対する「求人情報」と弁護士及び司法修習生の「求職情報」を掲載し、求人活動・求職活動を両面からサポートする。

(3) 弁護士情報・法人情報検索

日弁連に登録されている全ての弁護士の氏名、所属弁護士会、事務所名称、所在地等の基本情報を閲覧できる。

(4) ひまわりサーチ

弁護士について、取扱業務などの一定事項から該当する弁護士を検索することができる（「ひまわりサーチ」は任意登録制であり、各弁護士会所属の全ての弁護士が登録されているわけではない。）。

コラム② 電子契約について

弁護士業務改革委員会幹事 宮内 宏（第二東京弁護士会）

企業等の組織においては、文書の作成・承認等を全て電子的に行うワークフローの普及が進展している。特に、大企業においては、文書の作成・承認等の作業のほとんどが電子化されていると言っても過言ではない。

従来は、社内の処理が電子化されても、他社との取引は紙の書面で行われることが多かった。最近になって、契約書等をすべて電子化する、いわゆる電子契約が導入されるケースが多くなってきている。これにより、紙を介することなく、一貫して電子文書による処理が可能となっている。

電子契約には、事務作業の効率化、印紙税不要、コンプライアンス向上などのメリットがあるため、企業においては導入のインセンティブが大きい。このような側面もあって、企業間の取引についての電子化が進展している。電子契約は、建設業界、大手企業の購買部門などを中心に進められてきたが、最近では、大手銀行の融資契約についても使われるようになってきている。大手銀行がマイナンバーカードの電子署名機能を用いて、個人の住宅ローンの電子契約を採用したことも記憶に新しい。

契約書の電子化にあたって、法的側面には注意が必要である。特に、紛争時に真正な成立を証明できること、税法等の行政法に対応していることが重要である。印鑑に代わる電子的な技術として電子署名があり、電子署名が付された電子文書については真正な成立の推定が得られる（電子署名法 3 条）。これは、署名・押印による推定（民事訴訟法 228 条 4 項）に相当する規定である。税務について、電子取引のデータは、安全管理・運用が行われているデータベースに格納するなどの方法により、電子文書のまま保存することが認められている（電子帳簿保存法 10 条）。また、建設業法などの各種業法においても、紙に代えて電子文書の利用が可能なものが多い。

このように、利用の前提が整ってきており、法的側面も整備されてきたため、今後の電子契約の急速な進展が見込まれている。弁護士が行う訴訟等の手続においても、電子文書を扱う機会も多くなってくると思われる。裁判手続の電子化も視野に入ってきていることに鑑みれば、今後は、弁護士の業務において紙に代わって電子文書を用いる割合が増えていくものと思われる。

第 4 章

今後に向けて

① 「未来投資戦略 2017—Society 5.0 の実現に向けた改革—」(2017 年 6 月 9 日閣議決定)

・迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障等総合的な観点から、利用者目線で裁判に係る手続等の IT 化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る。

内閣官房が設置した日本経済再生本部において未来投資戦略 2017 が定められ、その中で上記のような裁判手続の IT 化を推進するとの項目が設けられた。

これは、司法制度の非効率性が、日本経済再生の足かせの 1 つになっているのではないかという危機意識に根ざして、裁判の効率化・迅速化やアクセス拡充等を実現して、広く国民の利益に資することを目的として設けられたものである。検討会議には、経済界、消費者団体、研究者及び弁護士等が参加して、広く闊達な意見交換を行っている。

現時点（平成 29 年 11 月）でまだ結論は得られていないが、裁判手続の IT 化を目指して中長期のデザインを描く予定である。裁判手続の IT 化を図る上で、重要な課題として、IT 技術に慣れ親しんでいない高齢者等の裁判を受ける権利にも配慮すること、セキュリティの確保、口頭主義や直接主義等の諸原則との調和性等がある。そこで、これらの課題に配慮しつつ、効率的で使いやすいシステムを実現するためのロードマップを描くことが重要であろう。

② 今後に向けて

裁判の電子化の進展に比例して、今後弁護士や弁護士会も、否応無しに電子化への対応を迫られることになると考えられる。

すなわち、弁護士の業務については、(1) 市民の利便性確保や、業務の効率化拡大の観点から、依頼者との連絡や打ち合わせ手段の電子化、オンライン化が今後ますます進むと考えられると共に、(2) 依頼者その他の情報を護るために、個人情報保護等の観点から、主として IT 分野におけるセキュリティの確保維持向上が課題となると思われる。

また、弁護士会についてみると、①上記のような弁護士業務の拡大深化に応じて、個々の会員に対するセキュリティを含む IT スキルの確保底上げのための研修等のサポートが求められると共に、②弁護士会自体においても、IT 技術を基盤として、弁護士会自体の活動の効率化、コストの低減化が目指されると考えられる。

加えて、電子化等の技術の深化は、弁護士に対し、単に、裁判の電子化に対応することを強いるだけでなく、弁護士の業務やその職能についての本質的で最終的な問いかけにもなり得るとされる。なぜなら、AI 等の技術の進化は、弁護士の職能のうち真に創造的で非代替的な作業が何であるかを照らすことにもなると考えられるからである。